

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課
評 価 対 象 期 間 (最終年度入れない)	平成27年 4月 1日 ~ 平成29年 3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	坂本地域福祉センター
	所 在 地	八代市坂本町荒瀬1307番地
	設置目的	市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
	所 在 地	八代市本町1丁目9番14号
指定管理業務の内容	(1)八代市坂本地域福祉センター条例 第3条各号に掲げる業務 (2)センターの運営に関する業務 (3)センターの施設、設備の保守点検 (4)備品、消耗品の管理に関する業務	
指 定 期 間	平成27年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日	3年

II 利用状況

	平成28年度 (最終年度)	平成27年度 (導入初年度)	増減 ※評価対象最終年度と 制度導入初年度との比較
開 館 日 数	308	308	0
施設利用者数	1328	1,200	128
施設稼働率	100	100	0
事業参加者数	3704	5157	▲ 1,453

III 収支状況(評価対象期間全体)※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	増 減	備 考
収 入	86,932	69,619	-17,313	
指定管理料	4,962	4,962	0	
利用料金	18	10	-8	
その他(事業収入)	81,952	64,647	-17,305	
支 出	86,932	83,091	3,841	
人件費	58,872	54,062	4,810	
修繕費	200	201	-1	
備品購入費			0	
光熱水費	10,000	9,904	96	
その他(委託費他)	17,860	18,924	-1,064	
収 支	0	-13,472	-13,472	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		28
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	30	4	24
①開館時間・休館日の運用			
②センター利用状況			
③自主事業			
④広報計画			
⑤勤務者の教育・研修			
(2) 利用者満足度	10	2	4
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	開館時間・休館日は条例に基づき適切に運用されている。また、職員研修も毎月行われている。他の介護事業所の増加と空調機の故障による利用者の減少が著しい。		
2 管理経費縮減に関する取組み	25		14
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費節減の取組み（人件費・光熱水費）			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	15	2	6
①収支			
[評価の理由]	管理職員を他の施設と兼務させたり厨房職員を減らすなど人件費の削減に努めている。設備の保守点検についても他の施設と一括発注することで経費節約の工夫がみられる。		
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	25		20
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修（消防訓練）			
③施設の整備・備品の管理（点検や修繕等）・清掃業務			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	15	4	12
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護・守秘義務・文書の整理保存			
③情報公開			
[評価の理由]	関係法令、条例、規則及び協定に基づき適正な体制で取り組んでいる。各種訓練や研修も定期的に取り組み、緊急時対応のマニュアルや連絡網も整っている。		

4	その他の取組み	10		8
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	5	4	4
	①地域との連携・交流事業の実施等			
	(2) 地域雇用への配慮	5	4	4
	①市民採用・再雇用・地元業者委託			
[評価の理由]				
地域との連携、交流等の事業が年間を通じて行われている。また、職員はすべて八代市民で、委託業者は可能な限り市内業者である。				
合 計		100		70

【総合評価結果】

合計得点	70	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。